

# 平成27年度第1回大阪広域水道企業団個人情報保護審議会（概要）

開催日時：平成27年10月22日（木）15:00～16:00

場 所：プリムローズ大阪 羽衣の間

出席委員：野呂会長、朝野委員、尾形委員（欠席：伊藤委員、神原委員）

## 1. 会長の選出及び会長職務代理者の指名

委員の互選により野呂委員が会長に就任した。

また、野呂会長から、職務代理者として尾形委員が指名され、了承された。

## 2. 議事

(1) 会議の公開・非公開について

(2) 防犯カメラ、録音装置及びドライブレコーダーの設置に伴う個人情報の取扱いについて（諮問）

(3) 社会保障・税番号制度導入に伴う大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部改正案について（報告）

## 3. 議事概要

(1) 会議の公開・非公開について

事務局から、企業団における会議の公開に関する指針を踏まえ、当審議会の会議の公開・非公開の決定について案を説明し、会議は部分公開とすることで承認された。

(2) 防犯カメラ、録音装置及びドライブレコーダーの設置に伴う個人情報の取扱いについて（諮問）

事務局から、防犯カメラ、録音装置及びドライブレコーダーの設置に伴う個人情報の取扱いについて説明があり、それに対し次のような意見、質疑応答があった。

### 【委員】

基本的には問題ないと思うが、2点質問したい。

1点目は、これまで防犯カメラの更新に当たり、記録媒体の廃棄は具体的にどのように行われてきたのか、また、今後の漏洩防止措置はどのように考えているか。

2点目は、防犯カメラ等の設置についてウェブサイトや掲示等で周知されているのか。大阪府水道部時代の個人情報保護審議会でも、十分に周知するようにとの答申を出したように思うが。

### 【事務局】

1点目について、これまでどのような形で破棄してきたのかは把握ができていないので、後日報告させていただく。今後の措置については、現在設置されている防犯カメラの漏洩防止機能の有無を調査し、対策を検討したい。なお、現時点でも一部ではあるが、近年設置さ

れた防犯カメラのシステムで、記録した映像をパスワードで管理できるようになっているものもあることを確認している。

2点目については、防犯カメラ等の設置を周知できていない施設がある。今後周知ができるよう徹底していきたい。

【会長】

防犯カメラ設置の基本的な目的である犯罪の予防という観点から、周知は非常に重要。答申案の作成に当たって考慮にいたい。

【委員】

3点伺いたい。1点目は、昭和50年からカメラを設置されており、今回、要綱案を作成されたとのことだが、これは、これまでの運用を文章化したものと考えてよいか。

2点目は、記録されたものの保存期間が1か月程度と幅があるのはなぜか。また、映像の保管期間がものによってばらつきがあるのはなぜか。

3点目は、上書きと記録を破棄するというのは同じ意味か。

【事務局】

1点目について、本要綱案は、これまでの運用状況をベースとしながら、不足部分を補う形で作成した。たとえば、受託業者に対する管理の徹底等を入れさせていただいている。

2点目について、映像は常に上書きされており、記録媒体の記憶容量の違いで保存期間にばらつきが出る。現状の防犯カメラの保存期間は数日から46日間となっており、要綱の1か月程度というのは現状に合わせて決めさせていただいた。なかなか統一的な保管期間を定めるのは難しい。

3点目について、上書きされた時点でそれ以前の記録は自動的に破棄されたことになる。

【委員】

要綱案の中で、「管理責任者」と「事務取扱者」が位置づけられているが、事前説明資料にある現時点の設置状況では、管理責任者が空欄のものがある。これは、今回の要綱案に合わせて現状を調査したが、その結果、不明あるいは未設置ということで空欄になっているという理解でよいか。

【事務局】

調査の結果、管理責任者を置くということが徹底できていなかったところは空欄にさせていただいている。それらを今後は是正していくため、要綱案で定めていきたいと考えている。

【会長】

要綱案第3条で委託業者との関係について、遵守させなければならないという文言は委託業者との契約の内容に入れると考えてよいか。

【事務局】

企業団では、委託業者と契約する際は、必ず、契約書別記の特記仕様書に、個人情報取扱

特記事項を盛り込むこととしており、その中で個人情報保護条例等に準じた取扱いをするよう明記している。これを受けて、要綱案の中でも、管理責任者が委託業者に要綱案に定める責務を遵守させるよう定めたものである。

【委員】

企業団が発足してから、これまで映像等の第三者への提供やこれに関連するトラブルはあったか。また、情報公開審査会への不服申し立ての実態などはあったか。

【事務局】

第三者提供に関しては、警察から他の事件に関して、企業団の設置する防犯カメラで撮影されている可能性があることから、情報提供してほしいという要請に対し提供したことがある。これについては企業団が大阪府水道部であった時に大阪府の個人情報保護審議会から意見をいただいております、第三者への提供の例外事項に当たるとされている。

また、これに関連するトラブルや不服申し立てについてはこれまで事例はない。

【会長】

本日の審議内容を踏まえて答申案を作成したい。基本的な方向性については委員から異論はなかった。今後の進め方は、答申案の作成については、一旦、私にご一任いただき、作成した案をもって、本日ご欠席の委員を含め、各委員に改めてご意見をいただき、ご了解を得たうえで、答申を決定することとして良いか。

【委員一同】

<了承>

- (3) 社会保障・税番号制度導入に伴う大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部改正案について（報告）

事務局から、社会保障・税番号制度導入に伴う大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部改正案について報告を行った。
---------------------------------------------------------

（質疑なし）